

歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和6年6月・社会保険研究所）

以下の事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- ・疑義解釈資料の送付について（その7）（令和6年5月31日 保険局医療課事務連絡）※
- ・疑義解釈資料の送付について（その8）（令和6年6月18日 保険局医療課事務連絡）
- ・疑義解釈資料の送付について（その9）（令和6年6月20日 保険局医療課事務連絡）

※巻末に掲載した追補を再掲。

頁	箇所	現行	改定後
390	下から 14行目後	<p>※以下の事務連絡を追加する。</p> <p>問 歯科技工士連携加算（「M003」印象採得，「M006」咬合採得，「M007」仮床試適），光学印象歯科技工士連携加算（「M003-4」光学印象），歯科技工加算（「M029」有床義歯修理，「M030」有床義歯内面適合法）を算定する場合に，これらの加算に対して，歯科点数表第12部「歯冠修復及び欠損補綴」の「通則4」，「通則6」及び「通則7」に掲げる加算は算定可能か。</p> <p>答 「通則4」，「通則6」又は「通則7」の該当する区分番号については算定可能。 なお，「疑義解釈資料の送付について（その5）」（平成22年6月11日事務連絡）別添2の問5は廃止する。 (令 6. 5.31「歯科」問1)</p>	
504	下から 8行目後	<p>※以下の事務連絡を追加する。</p> <p>(問) ベースアップ評価料について，患者等に対して説明する場合は，どのような対応をすればよいか。 (令 6. 5.31「処遇改善・ベースアップ評価料」問1)</p> <p>(答) 厚生労働省のホームページに掲載しているリーフレット等を活用し，適切な対応をお願いしたい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html</p> <p>(問) 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日事務連絡）別添2【処遇改善・ベースアップ評価料】の問6において，「届出時点において『賃金改善計画書』の作成を行っているものの，条例の改正が必要であること等やむを得ない理由により算定開始月からの賃金改善が実施困難な場合は，令和6年12月までに算定開始月まで遡及して賃金改善を実施する場合に限り，算定開始月から賃金改善を実施したものとみなすことができる。」とあるが，「条例の改正が必要であること等やむを得ない理由」に労使交渉を行っているものの，やむを得ず妥結していない場合も含まれるか。 (令 6. 6.18「処遇改善・ベースアップ評価料」問1)</p> <p>(答) 含まれるが，届出時点において「賃金改善計画書」の提出が必要。ただし，「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和6年4月12日事務連絡）別添2の問5のとおり，労使交渉妥結後に修正した場合は，「賃金改善計画書」含む届出様式一式を速やかに再度地方厚生（支）局長に届け出ること。</p> <p>(問) 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日事務連絡）別添2の問6において，「原則算定開始月から賃金改善を実施し，算定する月においては実施する必要がある。なお，令和6年4月より賃金の改善を行った保険医療機関又は訪問看護ステーションについては，令和6年4月以降の賃金の改善分についても，当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。」とあるが，令和6年7月以降に届出を行った場合も令和6年4月以降の賃金改善分について，当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよいか。 (令 6. 6.18「処遇改善・ベースアップ評価料」問2)</p> <p>(答) 令和6年6月から令和7年3月までに算定を開始した場合，令和6年4月以降の賃金改善分について，当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。</p> <p>(問) 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日事務連絡）別添2の問1において，ベースアップ評価料による収入について，人事院勧告に伴う給与の増加分に用いて差し支えない旨があるが，当該評価料による収入が人事院勧告に伴う引き上げ水準を上回る場合であっても，人事院勧告のベース水準を理由として当該評価料の算定を見送るのではなく，当該評価料を算定した上でその収入による賃上げを実施することは可能か。 (令 6. 6.20「処遇改善・ベースアップ評価料」問1)</p> <p>(答) 自治体病院の職員の給与については，関係法令に定める均衡の原則等の給与決定原則に基づき，人事委員会勧告等を踏まえ，各地方公共団体において適切に対応することとなる。【後略】</p>	